

## 平成28年6月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成28年6月29日（水）9時から  
会 場：白杵庁舎2階 203・4会議室

### 1 開 会

### 2 教育長報告

### 3 協議事項

- 第31号議案 白杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱の制定について  
第32号議案 白杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する  
告示について

- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(物品等供給契約の締結について)

### 4 学力向上について

ICT機器を活用した授業の進捗状況について

### 5 教育予算等について

### 6 その他

- ・山内流について
- ・読書のまちづくりの取組について
- ・総括安全衛生推進委員会について
- ・フッ化物洗口について

### 7 閉会

#### 連絡事項

##### (1) 各課からの連絡等

- ・歴史資料館（7月6日からの新企画展・夏休みこども教室）
- ・中3生教室について
- ・姉妹都市締結50周年 キャンディー市（スリランカ）について

##### (2) 平成28年7月定例教育委員会の開催について

- 候補日：①平成28年7月28日（木） 15時から 301会議室  
②平成28年7月29日（金） 15時から 301会議室

平成28年6月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

## 平成28年6月定例教育委員会付議議案 目次

第31号議案	臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱の制定について…1
第32号議案	臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する 告示について ……………3
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて……………7 (物品等供給契約の締結について)

## 第 3 1 号議案

### 臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 2 9 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

臼杵市教育委員会告示第 号

### 臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 本市の小学校におけるフッ化物洗口事業の実施について検討するため、臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 検討委員会は、フッ化物洗口事業の次の事項について検討する。

- （1）事業の実施に関する事項
- （2）事業の実施方法に関する事項
- （3）事業の実施体制に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、事業を実施するために必要な事項

（組織）

第 3 条 検討委員会は、委員 1 0 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- （1）歯科医師
- （2）薬剤師
- （3）市内の小学校に在籍する児童の保護者

- (4) 小学校校長
- (5) 小学校養護教諭
- (6) 小学校教諭
- (7) 市職員（保健師）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者  
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から同日の属する年度の末日までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、及び議事を整理する。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育委員会事務局が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年●月●日から施行する。

この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

理 由

市内小学校におけるむし歯予防対策の一環として、フッ化物洗口の実施及び実施方法等の検討をするため、臼杵市フッ化物洗口事業検討委員会設置要綱を制定するもの。

## 第 3 2 号議案

### 臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する 告示について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条  
第 2 号の規定に基づき議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 2 9 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

臼杵市教育委員会告示第        号

### 臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正 する告示

臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成 1 7 年臼杵市告示第 9 6 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える

2 この告示において「ひとり親等の世帯」とは、保護者又は保護者と同一世帯に  
属する者が、次のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 2 項に規定する要保  
護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）による配  
偶者のない者で現に児童を扶養している者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定  
により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号）の規  
定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）  
第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在  
宅の者に限る。）

- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者（在宅の者に限る。）
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、市民税の所得割額が77,100円以下のひとり親等の世帯は別表第2を、その他の世帯は別表第1を適用するものとする。

第3条第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助限度額		
		区分①～④について、生計を一にする兄・姉がいない就園児。	区分①～④について、生計を一にする兄・姉が1人いる就園児。	区分①～④について、生計を一にする兄・姉が2人以上いる就園児。
		区分⑤及び⑥については、小学校3年生以下の兄・姉がいない就園児	区分⑤及び⑥については、小学校3年生以下の兄・姉が1人いる就園児	区分⑤及び⑥については小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる就園児
		(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		年額 272,000円	年額 290,000円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯			
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が7		年額 115,200円	年額 211,000円

	7, 100円以下の世帯		円	円
⑤	当該年度に納付すべき市町 村民税の所得割課税額が、2 11, 200円以下の世帯		年額 62, 200円	年額 185, 000 円
⑥	上記区分以外の世帯	—		年額 154, 000 円

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主権者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (100円未満を四捨五入)}$$
- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 5 ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年12月31日現在で計算する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第3条関係)

区分	補助対象 経費	補助限度額		
		生計を一にする 兄・姉がいない 就園児 (第1子)	生計を一にする 兄・姉が1人い る就園児 (第2子)	生計を一にする 兄・姉が2人以上い る就園児 (第3子以降)
②	当該年度に納付すべき市町村 民税が非課税となる世帯	入園料、保 育料の合 計額	年額	308, 000円
③	当該年度に納付すべき市町村 民税の所得割が非課税となる 世帯			
④	当該年度に納付すべき市町村		年額	

民税の所得割課税額が 77, 100円以下の世帯	217,000 円	308,000円
-----------------------------	--------------	----------

(注)

- 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主催者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (100円未満を四捨五入)}$$
- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 5 ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年 1 2 月 3 1 日現在で計算する。

#### 附 則

公示の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

#### 理由

制度の拡充が図られたことに伴い、補助限度額及び区分を改正する必要性が生じたことにより改正する必要がある為。

## 報告第4号

### 専決処分の承認を求めることについて

物品等供給契約の締結について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

平成28年6月29日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

記

第68号議案

### 物品等供給契約の締結について

次のとおり物品等供給契約を締結することについて、臼杵市有財産条例（平成17年臼杵市条例第66号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月22日提出

臼杵市長 中野五郎

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 平成28年度カートインタイプ蒸気式消毒保管機集中管理制御ユニット付一式購入                 |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約金額   | 大分市生石1-4-1 サンライトクボタ101号<br>株式会社アイホー 大分営業所<br>所長 阿部 孝史 |
| 4 契約の相手方 | 契約金額 25,704,000円                                      |

理由

カートインタイプ蒸気式消毒保管機集中管理制御ユニット付一式購入の契約を締結することについて、議会の議決が必要であるので提出する。

平成28年6月

**【定例教育委員会資料編】**

## 平成28年6月定例教育委員会資料編 目次

第32号議案	臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する 告示について ……………1
--------	---

臼杵市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示  
の要旨について

1 理由

国庫補助限度額が変更され、制度の拡充が以下2点のように図られたことに伴い、補助限度額及び区分を改正する必要があることによる改正。

①ひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置の創設

ひとり親世帯等の国庫補助限度額について、市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）は第1子308,000円とし、市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯は第1子217,000円、第2子以降308,000円とする。

②多子世帯における保護者負担軽減措置の拡充

市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯については、多子計算の算定対象の年齢制限（従来の年齢制限は小学校3年生以下の兄・姉を対象範囲）を完全に撤廃し、年齢に関わらず多子計算の算定対象とする。

2 施行期日等

公示の日から施行し、平成28年4月1日から適用とする。

白杵市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱（平成17年白杵市告示第96号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○白杵市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱</p> <p>平成17年1月1日 告示第96号</p> <p>改正 平成17年8月1日 告示第186号</p> <p>平成18年6月30日教委告示第1号</p> <p>平成19年5月30日教委告示第1号</p> <p>平成20年6月3日教委告示第2号</p> <p>平成21年3月27日教委告示第3号</p> <p>平成22年3月29日教委告示第3号</p> <p>平成23年5月24日教委告示第16号</p> <p>平成24年5月28日教委告示第6号</p> <p>平成25年5月29日教委告示第7号</p> <p>平成26年5月29日教委告示第11号</p> <p>平成27年5月27日教委告示第2号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を減額し、又は免除する場合に、白杵市が行う私立幼稚園奨励費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「幼児」とは、白杵市に住民登録を有し、当該幼稚園に在園する満3歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児をいう。</p> <p>2 この告示において「ひとり親等の世帯」とは、保護者又は保護者と同じ世帯に属する</p>	<p>○白杵市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱</p> <p>平成17年1月1日 告示第96号</p> <p>改正 平成17年8月1日 告示第186号</p> <p>平成18年6月30日教委告示第1号</p> <p>平成19年5月30日教委告示第1号</p> <p>平成20年6月3日教委告示第2号</p> <p>平成21年3月27日教委告示第3号</p> <p>平成22年3月29日教委告示第3号</p> <p>平成23年5月24日教委告示第16号</p> <p>平成24年5月28日教委告示第6号</p> <p>平成25年5月29日教委告示第7号</p> <p>平成26年5月29日教委告示第11号</p> <p>平成27年5月27日教委告示第2号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を減額し、又は免除する場合に、白杵市が行う私立幼稚園奨励費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「幼児」とは、白杵市に住民登録を有し、当該幼稚園に在園する満3歳児から小学校就学の始期に達するまでの幼児をいう。</p>

者が、次のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金を受けている者（在宅の者に限る。）

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(適用範囲及び補助金額)

第3条 白井市は、幼稚園の設置者かその保護者から徴収する保育料等を減額し、又は免除する場合、別表第1及び別表第2により補助するものとする。

- 2 前項の場合において、市民税の所得割額が77,100円以下のひとり親等の世帯は別表第2を、その他の世帯は別表第1を適用するものとする。

(削る)

(適用範囲及び補助金額)

第3条 白井市は、幼稚園の設置者かその保護者から徴収する保育料等を減額し、又は免除する場合、別表第1及び別表第2により補助するものとする。

- 2 前項の場合において、同一世帯のうち就園児のみを有する場合並びに小学生以上の子（小学校1年生を除く）及び就園児を有する場合には、別表第1に掲げる条件を適用するものとする。

- 3 第1項の場合において、同一世帯のうち小学校1年生から3年生の子及び就園児を有する場合においては、当該世帯全体の総負担額を考慮した上で、別表第1及び別表第2に掲げるいずれかの条件を選択し適用することができるものとする。ただし、それぞれの条件は併用することができないものとする。

<p>(保育料等の減免措置の申請)</p> <p>第4条 保育料等の減額又は免除の措置を受けようとする者は、白杵市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する日までに保育料等減免措置に関する調書（様式第1号。以下「調書」という。）に、当該年度の市民税課税証明書添えて、通園する幼稚園の設置者に提出するものとする。この場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けている者は、証明願（様式第2号）による白杵市福祉事務所の長（証明）をもって添付書類に代えることができる。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 設置者は、前条の規定による調書の提出があったときは、教育委員会が指定する日までに、幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会を経て市長に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書（様式第4号）</li> <li>(2) 調書及び減免措置明細書（様式第5号）</li> <li>(3) 園則又は保育料等の額を明らかにする書類</li> </ol> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。</p>	<p>(保育料等の減免措置の申請)</p> <p>第4条 保育料等の減額又は免除の措置を受けようとする者は、白杵市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する日までに保育料等減免措置に関する調書（様式第1号。以下「調書」という。）に、当該年度の市民税課税証明書添えて、通園する幼稚園の設置者に提出するものとする。この場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けている者は、証明願（様式第2号）による白杵市福祉事務所の長（証明）をもって添付書類に代えることができる。</p> <p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5条 設置者は、前条の規定による調書の提出があったときは、教育委員会が指定する日までに、幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会を経て市長に提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書（様式第4号）</li> <li>(2) 調書及び減免措置明細書（様式第5号）</li> <li>(3) 園則又は保育料等の額を明らかにする書類</li> </ol> <p>(補助金の交付決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。</p>
<p>(保育料等の減免措置)</p> <p>第7条 設置者は、前条の通知を受けたときは、速やかに保育料等の減額又は免除を措置する旨保護者に通知するとともに、減額又は免除措置の方法を市長に報告し、私立幼稚園就園奨励費補助金等交付請求書（様式第7号）を提出するものとする。</p> <p>(異動に関する取扱い)</p> <p>第8条 保護者は、前条の規定による保育料等の減額又は免除の通知を受けた後、他の私立幼稚園（本市内に設置された私立幼稚園に限る。）に転園させた場合には、転園前の設置者が発行した保育料等減免措置証明書（様式第8号）を転園後の設置者に提示し、保育料</p>	<p>(保育料等の減免措置)</p> <p>第7条 設置者は、前条の通知を受けたときは、速やかに保育料等の減額又は免除を措置する旨保護者に通知するとともに、減額又は免除措置の方法を市長に報告し、私立幼稚園就園奨励費補助金等交付請求書（様式第7号）を提出するものとする。</p> <p>(異動に関する取扱い)</p> <p>第8条 保護者は、前条の規定による保育料等の減額又は免除の通知を受けた後、他の私立幼稚園（本市内に設置された私立幼稚園に限る。）に転園させた場合には、転園前の設置者が発行した保育料等減免措置証明書（様式第8号）を転園後の設置者に提示し、</p>

<p>保育料等の減額又は免除を受けることができる。</p> <p>2 設置者は、前頁の保育料等減免措置証明書の提示があった場合には、速やかに転入園届（様式第9号）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 設置者は、減額又は免除の対象の幼児が退園した場合は、速やかに退園届（様式第10号）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第9条 市長は、第7条の規定による減額又は免除の措置方法の報告に基づき、補助金を9月及び3月の2回に交付するものとする。</p> <p>2 園児の異動等により、補助金額の変更をする場合は、私立幼稚園奨励費補助金交付変更承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、様式第12号により承認を受けなければならない。</p> <p>（実績報告書）</p> <p>第10条 設置者は、保育料等の減免措置が完了した日から15日以内又は3月20日までに幼稚園奨励費補助金実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人別実績明細書（様式第14号）</p> <p>(2) 私立幼稚園奨励費補助金等交付変更請求書（様式第15号）</p> <p>(3) 収支精算書</p> <p>（減免の確認）</p> <p>第11条 設置者は、保育料等の減額又は免除を明らかにする証拠書類（様式第16号）を備えなければならない。</p> <p>（秘密の保持）</p> <p>第12条 この告示に定める事務を処理する者は、保育料等の減額又は免除の措置をした保護者及びその他個人に係る事業を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>（補則）</p>	<p>等の減額又は免除を受けることができる。</p> <p>2 設置者は、前頁の保育料等減免措置証明書の提示があった場合には、速やかに転入園届（様式第9号）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>3 設置者は、減額又は免除の対象の幼児が退園した場合は、速やかに退園届（様式第10号）を教育長に提出しなければならない。</p> <p>（補助金の交付）</p> <p>第9条 市長は、第7条の規定による減額又は免除の措置方法の報告に基づき、補助金を9月及び3月の2回に交付するものとする。</p> <p>2 園児の異動等により、補助金額の変更をする場合は、私立幼稚園奨励費補助金交付変更承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、様式第12号により承認を受けなければならない。</p> <p>（実績報告書）</p> <p>第10条 設置者は、保育料等の減免措置が完了した日から15日以内又は3月20日までに幼稚園奨励費補助金実績報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人別実績明細書（様式第14号）</p> <p>(2) 私立幼稚園奨励費補助金等交付変更請求書（様式第15号）</p> <p>(3) 収支精算書</p> <p>（減免の確認）</p> <p>第11条 設置者は、保育料等の減額又は免除を明らかにする証拠書類（様式第16号）を備えなければならない。</p> <p>（秘密の保持）</p> <p>第12条 この告示に定める事務を処理する者は、保育料等の減額又は免除の措置をした保護者及びその他個人に係る事業を第三者に漏らしてはならない。</p> <p>（補則）</p>
---	--

<p>第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の臼杵市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱(昭和48年臼杵市訓令第11号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則(平成17年8月1日告示第186号)</p> <p>この告示は、平成17年8月1日から施行し、改正後の臼杵市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成18年6月30日教委告示第1号)</p> <p>この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成19年5月30日教委告示第1号)</p> <p>この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成20年6月3日教委告示第2号)</p> <p>この告示は、公示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成21年3月27日教委告示第3号)</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成22年3月29日教委告示第3号)</p> <p>この告示は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成23年5月24日教委告示第16号)</p> <p>この告示は、公示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成24年5月28日教委告示第6号)</p>	<p>第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の臼杵市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱(昭和48年臼杵市訓令第11号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>附 則(平成17年8月1日告示第186号)</p> <p>この告示は、平成17年8月1日から施行し、改正後の臼杵市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成18年6月30日教委告示第1号)</p> <p>この規程は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成19年5月30日教委告示第1号)</p> <p>この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成20年6月3日教委告示第2号)</p> <p>この告示は、公示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成21年3月27日教委告示第3号)</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成22年3月29日教委告示第3号)</p> <p>この告示は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成23年5月24日教委告示第16号)</p> <p>この告示は、公示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成24年5月28日教委告示第6号)</p>
--	--

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月29日教委告示第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年5月29日教委告示第11号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月27日教委告示第2号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助対象	補助限度額		
		区分①～④に ついては、生計 を一緒にする 兄・姉がい ない兄・姉が 1人いる就 園児。区分 ⑤及び⑥に ついては、小 学校3年生 以下の子 がいない就 園児	区分①～④に ついては、生計 を一緒にする 兄・姉が2 人いる就 園児。区分 ⑤及び⑥に ついては、小 学校3年生 以下の子 がいない就 園児	区分①～④に ついては、生計 を一緒にする 兄・姉が2 人以上い る就園児
① 生活保護法の規定による保 護を受けている世帯	入園料、 保育料の	308,000円	308,000円	308,000円
	合計額	年額	年額	年額

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年5月29日教委告示第7号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年5月29日教委告示第11号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月27日教委告示第2号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助対象	補助限度額		
		1人就園の場 合及び同一世 帯から2人以 上就園してい る場合の最年 長者	同一世帯から 2人以上就園 している場合 の次年長者	同一世帯から3 人以上就園して いる場合の左以 外の園児
① 生活保護法の規定による入園料、 保育料の 合計額	入園料、 保育料の	(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
	合計額	年額	年額	年額
② 当該年度に納付すべき市 町村民税が非課税となる 世帯	入園料、 保育料の	272,000円	308,000円	308,000円
	合計額	年額	年額	年額
③ 当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割が非課	入園料、 保育料の	290,000円	290,000円	290,000円
	合計額	年額	年額	年額

	合計額	年額	年額
② 当該年度に納付すべき市町 木匠就労引課税となる世帯		272,000円	290,000円
③ 当該年度に納付すべき市町 木匠就労引課税と なる世帯			
④ 当該年度に納付すべき市町 木匠就労引課税額が 77,100円以下の世帯		115,200円	211,000円
⑤ 当該年度に納付すべき市町 木匠就労引課税額が、 211,200円以下の世帯		62,200円	185,000円
⑥ 上記区分以外の世帯			154,000円

	税となる世帯	年額	年額
④ 当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が77,100円以下の世帯		115,200円	211,000円
⑤ 当該年度に納付すべき市 町村民税の所得割課税額 が、211,200円以下の世帯		62,200円	185,000円
⑥ 上記区分以外の世帯			154,000円

(注)

- 世帯構成員中2人以上ご所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主権者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 途中入居により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 15 \text{ (100円未満を四捨五入)}$$
- 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用いて、所得割置区分を決定する。
- ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年12月31日現在で計算する。

(注)

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家の主権者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3) \div 1.5 \text{ (100円未満を四捨五入)}$$
- 3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
- 4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員の幼稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 5 ④⑤区分において扶養家族の年齢が前年12月31日現在で計算する。

別表第2 (第3条関係)

区分	補助対象経費	補助限度額		
		生計を1にする兄・姉がい	生計を1にする兄・姉が1人いる就園児	生計を1にする兄・姉が2人以上いる就園児
② 当該年度に納付すべき市入園料、保育料の年額 世帯		(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
③ 当該年度に納付すべき市				308,000円

別表第2 (第3条関係)

区分	補助対象経費	補助限度額	
		小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有し有しており、就園している場合の最年長者	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有し有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生～3年生に兄・姉を2人以上有している園児

町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額	年額
④ 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	217,000円	308,000円
(注)		
1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主催者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。		
2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)		
3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。		
4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用いて、所得割層区分を決定する。		
5 ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年12月31日現在で計算する。		

	(第2子)	(第3子以降)
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額 年額 308,000円	年額 308,000円
② 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯	年額 290,000円	
③ 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯		
④ 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 211,000円	
(注)		
1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主催者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。		
2 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷15(100円未満を四捨五入)		
3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。		
4 市町村民税の所得割課税額については、同一生計である世帯全員分の幼稚園保育料減免申請用所得・課税証明書に記載された所得割課税額を用いて、所得割層区分を決定する。		
5 ④⑤区分において扶養家族の年齢は前年12月31日現在で計算する。		

様式第1号 (第4条関係)  
[略]  
様式第2号 (第4条関係)  
[略]  
様式第3号 (第5条関係)  
[略]  
様式第4号 (第5条関係)  
[略]  
様式第5号 (第5条関係)  
[略]  
様式第6号 (第6条関係)  
[略]  
様式第7号 (第7条関係)  
[略]  
様式第8号 (第8条関係)  
[略]  
様式第9号 (第8条関係)  
[略]  
様式第10号 (第8条関係)  
[略]  
様式第11号 (第9条関係)  
[略]  
様式第12号 (第9条関係)  
[略]

様式第1号 (第4条関係)  
[略]  
様式第2号 (第4条関係)  
[略]  
様式第3号 (第5条関係)  
[略]  
様式第4号 (第5条関係)  
[略]  
様式第5号 (第5条関係)  
[略]  
様式第6号 (第6条関係)  
[略]  
様式第7号 (第7条関係)  
[略]  
様式第8号 (第8条関係)  
[略]  
様式第9号 (第8条関係)  
[略]  
様式第10号 (第8条関係)  
[略]  
様式第11号 (第9条関係)  
[略]  
様式第12号 (第9条関係)  
[略]

様式第13号 (第10条関係) [略]	様式第13号 (第10条関係) [略]
様式第14号 (第10条関係) [略]	様式第14号 (第10条関係) [略]
様式第15号 (第10条関係) [略]	様式第15号 (第10条関係) [略]
様式第16号 (第11条関係) [略]	様式第16号 (第11条関係) [略]